

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨
議事録
HP版議事録

(整理番号0824)

第2回特定最低賃金専門部会（電気）

令和4年10月28日 非公開

開催日時	令和4年10月28日	14時43分～15時30分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議事録
----------	-----

事務局	定刻より若干早いですが、事務局からご報告申し上げます。 本日ご出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。 なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をしていただく場合がございます。 大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願ひいたします。
事務局	賃金室長の木村でございます。本日はよろしくお願ひいたします。 ただ今から、第2回目の特定最低賃金専門部会を開催いたします。

	議事進行につきましては、[]部会長にお願いいたします。 よろしくお願ひいたします。
部会長	それでは、会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。特定最低賃金額の審議に入りますが、その前に、事務局から説明がありますので、お願ひいたします。
事務局	<p>はい。本日の議事の進行について、ご説明いたします。</p> <p>本製造業の特定最低賃金額が全会一致で議決された場合には、本専門部会において、答申の手続を行っていただくことになります。</p> <p>また、全会一致とならなかった場合には、その旨を審議会にご報告いたしまして、審議会においてご審議をいただくことになります。</p> <p>なお、本日は、労使協議が必要になることもあるかと存じまして別室を用意しております。個別に協議等が必要な場合には、ご案内申し上げますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	はい。ただ今のご説明について、ご質問等ござりますでしょうか。
	【特になし】
部会長	<p>質問等ないようですので、事務局説明のとおりといたします。</p> <p>では、特定最低賃金額の審議に入ります。</p> <p>本日は、第2回目の会議ですので、労使それぞれから具体的な引上げ額についてご提示いただき、そこから審議を進めていきたいと思います。</p> <p>全会一致でとりまとめができますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでははじめに、労働者側委員から、ご意見をお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。[]より発言をさせていただきます。</p> <p>この特定最賃は、地域別最賃よりも優位性があるセーフティネットであり、私たちの属する電気機械器具製造業の魅力向上を図るためにも、引上げは必要と考えております。</p> <p>また、特定最賃は、労使のイニシアティブにより決めていくものであると認識しているとともに、労使交渉の機会のない基幹労働者の待遇改善や、正規と非正規労働者の賃金格差の是正を図るた</p>

	<p>めにも、重要な取組みと考えております。</p> <p>具体的な要求額ですが、電気機械器具製造業の賃金は、現行 935 円でありますので、まずは 1,000 円の到達を目指して、差額の「65 円」を要求させていただきます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、使用者側委員から、ご意見をお願いいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。使用者側委員の [] でございます。</p> <p>ただいま、「65 円」という数字が提示されましたら、私ども基本的には、現下の経済環境で最低賃金を上げるというのは、非常に厳しいという見方をしております。しかしながら、物価上昇等加味せざるを得ない状況もございますので、原理原則に立ち返って、私どもは常に基本としております、賃金改定状況調査、令和 4 年賃金改定状況調査第 4 表①②。この C ランクのところですね、上昇率は 1.6% でありますけれども、935 円の 1.6% で 14.96 円。切り上げて、「15 円」という数字を提示させていただきたいと思います。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>労使双方のご意見を確認させていただきますと、労働者側委員からは引上げ額「65 円」のご提示がありました。</p> <p>使用者側委員からは「15 円」の提示でした。</p> <p>それぞれのお考えがあり、ご意見はごもっともであります、お互いの示している額の開きが大きいようです。</p> <p>労使双方のご意見を踏まえたうえで、歩み寄ることはできないでしょうか。もう一度、ご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>労働者側委員から、ご意見をお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。引き続き労側委員の [] でございます。</p> <p>今年度の意向表明をした県内の 4 業種それぞれの企業内最低賃金を加重平均しますと、1,009 円になります。電気の最低賃金 935 円との差額が 74 円になりますので、これを 2 年かけて引き上げる考え方から、74 円の半額「37 円」を要求させていただきます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、使側委員からもご意見をお願いいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。使用者側委員の [] でございます。</p> <p>「37 円」という要求をいただきました。私どもいくつか回答を</p>

	<p>用意しておりますので、先ほど、賃金改定状況調査第4表の①②という数字を参考にしましたが、③という表が今年度より明らかにされております。その第4表③の上昇率が2.0%でありまして、935円の2.0%、18.7円。切り捨てまして、「18円」を提示させていただきたいと思います。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。 労使双方のご意見を確認させていただきます。 労働者側委員からは、引上げ額「37円」の提示がありました。 使用者側委員からは、「18円」の提示でした。 まだ、お互いの示している額の開きが大きいようです。 もう一步踏み込んでのご提案をお願いできないでしょうか。 労働者側委員から、ご意見をお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側委員の█です。 労側としますと、過去3年間の地域別最賃と特定最賃の引上げ額の差ということで、昨年は3円、令和2年は0、元年は4円ということで、計7円になります。この差額を埋める考え方から、今年度の地域別最賃の引上げ額30円に7円を足して、「37円」を要求させていただきます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。 使用者側委員からも、ご意見をお願いいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。█でございます。 引き続き「37円」ということでございますが、経団連の方で、毎年春の労使交渉の調査をしておりまして、今年の賃上げ率は2.27%という結果でございます。935円の2.27%は21.22円ですので、「21円」を提示させていただきたいと思います。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。 労使双方からご意見をお伺いしましたが、それぞれのお考えがあり、示された額につきましては、近づいてはきていますものの、まだ開きがあります。 特定最低賃金は、労使のイニシアティブ発揮により設定されるものという性格のものであります。 この趣旨をお汲みいただいたうえで、ご意見をお願いしたいと思います。 労働者側委員からご意見をお願いします。</p>

労働者委員	<p>はい。労側の [] です。</p> <p>大変申し訳ございませんが、労使の考えには隔たりがあるって、このままでは合意に至ることは難しいと考えますので、労使で協議する時間をいただきたいと思います。ご検討よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>ただいま労働者側委員から、労使による協議の申出がありました。これについて使用者側委員のご意見はいかがでしょうか。</p>
使用者委員	<p>はい。 [] でございます。</p> <p>ただいまの [] 委員のご提案に対して、使側も是非そうさせていただきたいと思います。</p>
部会長	<p>はい。使用者側委員から同意もありましたので、労使の協議を行っていただきたいと思います。</p> <p>協議のため一時休会とします。</p> <p>労使委員の皆さんが戻り次第、再開いたします。</p>
	<p>【協議のため、休会】</p>
部会長	<p>長時間の協議、お疲れさまでした。審議を再開いたします。</p> <p>労使協議を踏まえまして、まずは、労働者側委員からご意見をお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側委員の [] でございます。</p> <p>先ほどはお時間をいただき、ありがとうございました。</p> <p>おかげさまで、「30 円」で労使合意をすることが出来ましたので、私から先ほどの労使協議の経過について、ご報告をさせていただきます。</p> <p>労側の考え方は、特定最賃は地域別最賃を下回らない考え方のもと、今年の地域別最賃は 30 円、引上げ率にして 3.47% でした。この引上げ率を反映して、「33 円」を要求させていただきました。</p> <p>これに対して使側は、過去に地域別最賃で目標とした、3.0% を適用し、「28 円」の回答がございました。</p> <p>続けて労側からは、現行の賃金 935 円を 2 年かけて 1,000 円を目指すこととし、差額の 65 円の半額 32.5 円になりますが切り捨てて、「32 円」を要求させていただきました。</p> <p>使側は、地域別最賃の引上げ額を特定最賃が上回ることはあり得</p>

	<p>ないとして、「29円」の提示がございました。</p> <p>労側としては、群馬の主要産別が底上げを図ることで、県内で働くすべての労働者へ適用される最賃の底上げを図り、魅力ある群馬県とすることで人材の流出を防止し、県内企業の活性化に繋げていきたいと考えていること。また、近隣県でも地域別最賃プラス1円で結審がされている県があることを踏まえ、近隣県と格差を広げないためにも、地域別最賃プラス1円の「31円」を要求させていただきました。</p> <p>これに対して使側は、特定最賃は地域別最賃を上回ることは考えられない。現状、特定最賃と地域別最賃には差があり、それを広げることは説明ができないということから、地域別最賃の目安と同額の「30円」の提示がございました。</p> <p>労側は、使側の考え方と、1円歩み寄っていただいたことに対して、これまでの労使関係を踏まえ、提示額の「30円」で合意することといたしました。</p> <p>経過については、以上になります。</p> <p>ありがとうございました。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、使用者側委員からも、ご意見をお願いいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。使用者側委員の [REDACTED] でございます。</p> <p>内容につきましては、ただいま、[REDACTED] 委員の方が口にされたとおりでございます。</p> <p>私ども、非常に厳しい経営環境の中で、また、最終的には労使の信頼関係の維持ということで、合意をさせていただいたというところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、労働者側委員、使用者側委員からご発言がありました。他の労使委員の方は、いかがでしょうか。</p>
	【特になし】
部会長	<p>公益委員の方は、ご意見いかがでしょうか。</p>
	【特になし】

部会長	<p>それでは、ご意見が出尽くしたようです。</p> <p>まとめますと、労使委員のご意見は、本製造業の最低賃金額を現行の935円から「30円」引上げ、時間額で965円とする、ということでおよろしいでしょうか。</p> <p>異議はございませんでしょうか。</p>
	【異議なし】
部会長	<p>それでは、全会一致で議決いただいたことを確認いたしました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この後の手続について、事務局からご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。この後の手続について、ご説明いたします。</p> <p>全会一致で議決をいただきましたので、「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」という、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用いたしまして、手続を行うことになります。</p> <p>つきましては、ただいまから、報告書の（案）及び答申文の（案）を用意いたしますので、少々お時間をいただきますようお願いいたします。</p>
部会長	<p>承知しました。</p> <p>それでは、一時休会といたします。</p>
	【休会】
	【報告書（案）、答申文（案）を全員に配布】
部会長	<p>それでは、会議を再開いたします。</p> <p>事務局から、報告書について、まず説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、今お配りしました報告書の（案）の方から、読み上げさせていただきます。</p>
	【報告書（案）朗読】
部会長	<p>ただいま委員の皆様に、報告書の（案）を確認していただきました。この内容でおよろしいでしょうか。</p>

【異議なし】

部会長 今、ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって群馬地方最低賃金審議会長あて、報告することとします。 続いて、答申文の説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、答申文の説明をいたします。
本日は、全会一致で議決をいただきましたので、本専門部会の決議は審議会の決議となることから、答申文は審議会長名となっております。
それでは、答申文の（案）を読み上げさせていただきます。
なお、別紙は報告書と同じでございますので、時間額のみ読み上げさせていただき、その他の項目は省略させていただきます。

【答申文（案）朗読】

部会長 委員の皆様に答申文の（案）を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。

【異議なし】

部会長 ありがとうございます。
ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって答申いたします。

【部会長より基準部長へ答申文を手交】

部会長 答申が無事終わりました。
各委員のご協力により、全会一致で取りまとめることができました。
大変ありがとうございます。
今後の予定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 答申をいただきまして、誠にありがとうございました。
答申をいただきましたことに対しまして、福永労働基準部長からご挨拶を申し上げさせていただき、その後に、今後の予定をご説明いたします。

基準部長 労働基準部長の福永でございます。

ただいま、■部会長から令和4年度の電気機械器具製造業特定最低賃金の改定につきまして、ご回答をいただきました。

本年度の特定最低賃金の改正につきましては、8月12日に質問をさせていただきました。

その後、委員の皆様には真摯なご議論を賜りましたことに、厚く御礼を申し上げます。

また、当専門部会の決議が、委員の皆様の合意に基づき、全会一致により行われたことにつきまして、心より敬意を表する次第でございます。

労働局といたしましては、この答申を踏まえまして、新たな特定最低賃金の発効に向け、所要の手続きを進めてまいりますが、併せて、多くの関係者の皆様に最低賃金制度の一層の周知を図り、その履行確保に努めてまいる所存でございます。

最後に、委員の皆様のご尽力に重ねて感謝を申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

事務局

それでは、今後の予定等につきまして、2点ご説明いたします。

1点目でございます。

特定最低賃金の効力発生日につきましては、4業種同一日としているところでございます。

本日、本専門部会の答申をいただき、4業種すべての答申が揃いましたので、この後、異議申出の公示をさせていただきます。

異議申出があった場合は、11月15日（火）に審議会を開催し、審議を行っていただく予定としております。

なお、異議申出がなく、官報公示の手続が順調に進んだ場合、効力発生日は最短で12月29日になる予定でございます。ただし、官報に掲載できる件数には限度があるため、諸事情により官報掲載日がズレ、効力発生日が遅れる場合もございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

2点目でございます。

官報公示に際しまして、公示文は法令用語に準拠する必要がありますので、答申内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行われることがございます。

その際には、最低賃金審議会長にご相談申し上げ、ご承認をいたすことといたしますので、併せてご了承いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

部会長	<p>ただいま、今後の予定について、説明がありました。</p> <p>1点目は、効力発生日は他の3業種と合わせて同一日となること。また、今後官報公示の手続きを行うということですが、発効は、順調にいて12月29日となること。しかし、諸事情によりずれ込む場合もあるということです。</p> <p>2点目は、官報公示に際し、答申文の軽微な訂正の取扱いについてです。</p> <p>以上2点について、事務局のご説明のとおりでよろしいでしょうか。</p>
	【異議なし】
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、そのようにいたします。</p> <p>最後に、その他について、事務局から何かありましたらお願ひいたします。</p>
事務局	特にございません。
部会長	委員の皆様からは、何かございますでしょうか。
	【特になし】
部会長	<p>ご意見等ないようです。</p> <p>それでは、最後に確認をいたします。</p> <p>本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われますが、非公開事項はなしということでおよろしいでしょうか。</p>
	【異議なし】
部会長	<p>非公開事項はなしと確認いたしました。ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しました。</p> <p>これで、第2回特定最低賃金専門部会を閉会とします。</p> <p>ご審議お疲れ様でした。</p>